

# 六ヶ所再処理施設における 新規規制基準に対する適合性

第3条: 遮蔽等

第17条: 使用済燃料の貯蔵施設等

第21条: 廃棄施設

第22条: 保管廃棄施設

第23条: 放射線管理施設



日本原燃株式会社

令和元年12月10日

# 1. 事業指定基準規則要求への対応について

- 「変更なし」として分類した条文については、再処理施設の設計変更を行うことなく安全要求事項を満足していることを確認した。  
整理した結果を添付資料1～5に示す。

事業指定基準規則 条文		分類
第3条	遮蔽等	変更なし※1
第17条	使用済燃料の貯蔵施設等	変更なし
第21条	廃棄施設	変更なし※2
第22条	保管廃棄施設	変更なし※3
第23条	放射線管理施設	変更なし

- ※1: 「敷地の変更、安全解析に使用する気象条件の変更等とこれらの変更に伴う線量評価等の変更」、「第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管廃棄能力変更」に伴って確認したもの
- ※2: 「敷地の変更、安全解析に使用する気象条件の変更等とこれらの変更に伴う線量評価等の変更」、「使用済燃料の冷却期間の変更(15年冷却)と安全設計及び安全評価への影響」に伴って確認したもの
- ※3: 「第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管廃棄能力変更」に伴って確認したもの

六ヶ所再処 理施設 における  
新規制基準 に対する 適合性

安全審査 整理資料

第3条：遮蔽等

## 目 次

### 1 章 基準適合性

#### 1. 基本方針

##### 1. 1 要求事項の整理

# 1 章 基準適合性

## 1. 基本方針

### 1. 1 要求事項の整理

遮蔽等について、事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえた、これまでの許認可実績により、事業指定基準規則第3条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。

(第1表)

第1表 事業指定基準規則第3条と再処理施設安全審査指針 比較表

事業指定基準規則 第3条（遮蔽等）	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>第三条 安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>（解釈）</p> <p>1 第1項において、線量評価の計算に当たっては、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」（平成元年3月27日原子力安全委員会了承）を参考とすること。</p> <p>2 安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 管理区域その他工場等内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものとする。</p> <p>（解釈）</p> <p>2 第2項第1号の規定については、場所ごとに遮蔽設計の基準となる線量率を適切に設定するとともに、管理区域を線量率に応じて適切に区分</p>	<p>（指針5）</p> <p>1 再処理施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による一般公衆の線量が十分に低くなるように、再処理施設に適切な遮蔽を設けること。</p> <p>（解説）</p> <p>1. 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による一般公衆の線量が「十分に低い」とは、平常運転時においては、合理的に達成できる限り低いことを、設計基準事象を想定した場合においては、一般公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないことをいう。</p> <p>（指針5）</p> <p>2 放射線業務従事者が立ち入る場所については、遮蔽設計の基準となる線量率を施設内の区分に応じ適切に定めること。また、開口部又は配管等の貫通部があるものに対しては、必要に応じ、放射線漏洩防止措置が講じられていること。</p> <p>（解説）</p> <p>2. 遮蔽設計の基準となる線量率は、放射線業務従事者の立入時間等を考慮して適切に定めること。この際、放射線業務従事者の線量の低</p>	<p>変更無し</p> <p>変更無し</p>

事業指定基準規則 第3条（遮蔽等）	再処理施設安全審査指針	備考
<p>すること。また、放射線を遮蔽するための壁等に、開口部又は配管等の貫通部があるものに対しては、壁等の外側の線量率が遮蔽設計の基準となる線量率を満足するよう、必要に応じ放射線漏えい防止措置が講じられていること。</p> <p>3 上記の「遮蔽設計」とは、遮蔽計算に用いられる線源、遮蔽体の形状及び材質、計算誤差等を考慮し、十分な安全裕度を見込むことをいう。</p> <p>4 第2項第1号に規定する「線量を低減できるよう」とは、As Low As Reasonably Achievable (ALARA) の考え方の下、放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じた設計をいう。</p>	<p>減にも留意する必要がある。</p> <p>(指針5)</p> <p>3 遮蔽設計に当たっては、遮蔽計算に用いられる線源、遮蔽体の形状及び材質、計算誤差等を考慮し、十分な安全裕度を見込むこと。</p> <p>(指針4)</p> <p>再処理施設は、以下の対策を講ずることにより、放射性物質を限定された区域に閉じ込める機能を有する設計であること。</p> <p>1 放射性物質を収納する系統及び機器は、放射性物質が漏洩し難い構造であること。また、使用する化学薬品等に対して適切な腐食対策が講じられていること。</p> <p>2 プルトニウムを含む溶液、粉末及び高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器は、原則として、セル等に収納されること。セル等は、液体状の放射性物質が漏洩した場合に、その漏洩を検知し、漏洩の拡大を防止するとともに漏洩した放射性物質を安全に移送及び処理することができる設計であること。</p> <p>3 プルトニウムを含む溶液及び高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器、ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器、セル等並びにこれらを収納する構築物は、以下の事項を満足する換気系統を有すること。</p>	<p>前記のとおり</p>



事業指定基準規則 第3条（遮蔽等）	再処理施設安全審査指針	備考
<p>二 放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとする。</p>	<p>(指針18) 再処理施設においては、他の指針に述べる各種の安全対策の他、従事者による適切な事故対策が可能となるよう、事故時に対応した以下の対策が講じられていること。</p> <p>1 制御室等は、事故時にも、従事者が接近し又は留まり、事故対策操作が可能であるように、不燃設計、換気設計、遮蔽設計等がなされているとともに、主要な警報系統を含む計測系統及び通信系統が設けられていること。</p>	<p>変更無し</p>

六ヶ所再処理施設における  
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第 17 条：使用済燃料の貯蔵施設等

## 目 次

### 1 章 基準適合性

#### 1. 基本方針

##### 1. 1 要求事項の整理

## 1 章 基準適合性

## 1. 基本方針

### 1. 1 要求事項の整理

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設，製品貯蔵施設について，事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえた，これまでの許認可実績により，事業指定基準規則第17条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。（第1表）

第1表 事業指定基準規則第17条と再処理施設安全審査指針 比較表 (1 / 1)

事業指定基準規則 第17条 (使用済燃料の貯蔵施設等)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>再処理施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料の受入れ施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び貯蔵施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>一 使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵するために必要な容量を有するものとする。</p> <p>二 冷却のための適切な措置が講じられているものであること。</p> <p>2 再処理施設には、次に掲げるところにより、製品貯蔵施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>一 製品を貯蔵するために必要な容量を有するものとする。</p> <p>二 冷却のための適切な措置が講じられているものであること。</p> <p>(解釈) (記載なし)</p>	<p>(再処理施設安全審査指針) 指針8. 貯蔵等に対する考慮</p> <p>再処理施設における使用済燃料の貯蔵、製品貯蔵、放射性廃棄物の保管廃棄等の放射性物質の貯蔵等は、適切な貯蔵容量及び冷却の機能を有するとともに一般公衆の線量が十分に低くなるように、適切な遮蔽等の機能を有する施設で行う設計であること。</p> <p>(解説) 一般公衆の線量当量が「十分に低い」とは、平常運転時においては、合理的に達成できる限り低いことを、設計基準事象を想定した場合においては、一般公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないことをいう。</p>	<p>変更無し</p>

六ヶ所再処 理施設 における  
新規制基準 に対する 適合性

安全審査 整理資料

第21条：廃棄施設

## 目 次

### 1 章 基準適合性

#### 1. 基本方針

##### 1. 1 要求事項の整理



## 1 章 基準適合性

## 1. 基本方針

### 1. 1 要求事項の整理

廃棄施設について、事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえた、これまでの許認可実績により、事業指定基準規則第21条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。

(第1表)

第1表 事業指定基準規則第21条と再処理施設安全審査指針 比較表 (1 / 7)

事業指定基準規則 第21条 (廃棄施設)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>第二十一条 再処理施設には、運転時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量を十分に低減できるよう、再処理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する放射性廃棄物の廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限り、放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第21条に規定する「空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量を十分に低減できる」とは、気体廃棄物処理施設にあつては洗浄、ろ過等により、液体廃棄物処理施設にあつては、ろ過、蒸発処理、イオン交換、貯留、凝集沈殿、減衰等により、適切な処理が行えることをいう。また、十分な拡散効果を有する排気筒から放出管理が行える排気系統を通じて放出でき、また、十分な</p>	<p>(指針7)</p> <p>1. 放射性気体廃棄物の放出管理</p> <p>(1) 再処理施設で発生する放射性気体廃棄物については、周辺環境に放出される排気中の放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低くするために、必要に応じて洗浄、ろ過等の適切な処理を行える設計であること。</p> <p>(2) 放出される放射性気体廃棄物は、十分な拡散効果を有する排気筒から放出管理が行える排気系統を通じて放出される設計であること。</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の放出管理</p> <p>(1) 再処理施設で発生する放射性液体廃棄物については、海洋に放出される排水中の放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低くするために、必要に応じてろ過、蒸発、イオン交換、凝集沈殿等の適切な処理が行える設計であること。</p> <p>(2) 放出される放射性液体廃棄物は、十分な拡散効果を有する放出口から放出管理が</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業指定基準規則第21条と再処理施設安全審査指針 比較表 (1 / 7)

事業指定基準規則 第21条 (廃棄施設)	再処理施設安全審査指針	備考
<p>拡散効果を有する放出口から放出管理が行える排水設備を通じて放出できるものをいう。</p> <p>2 運転時及び停止時の線量評価は、以下に掲げるとおり行うこと。</p> <p>一 放射線源となる放射性物質の設定 排気及び排水に含まれて放出される放射性物質の組成及びそれぞれの年間放出量並びに放射性廃棄物等の貯蔵量を適切に設定すること。</p>	<p>行える排水設備を通じて放出される設計であること。</p> <p>(指針2)</p> <p>2. 放射線源となる放射性物質の設定 排気及び排水に含まれて放出される放射性物質の組成及びそれぞれの年間放出量並びに放射性廃棄物等の貯蔵量を適切に設定すること。</p> <p>(解説)</p> <p>1. 放射線源となる放射性物質の設定に当たっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 再処理施設の各工程における放射性物質の核種、性状、内蔵量及び貯蔵量</p> <p>(2) 再処理施設の各工程から放射性気体廃棄物の処理施設及び放射性液体廃棄物の処理施設への放射性物質の移行率</p> <p>(3) 放射性気体廃棄物の処理施設及び放射性液体廃棄物の処理施設における放射性物質の除去効率</p>	<p>前記のとおり</p>

第1表 事業指定基準規則第21条と再処理施設安全審査指針 比較表 (2/7)

事業指定基準規則 第21条 (廃棄施設)	再処理施設安全審査指針	備考
<p>(解釈)</p> <p>二 線量の評価 線量の評価は、以下に掲げるように行うこと。</p> <p>① 線量評価の対象となる人</p> <p>a) 排気中の放射性物質の放射性雲からの外部被ばく 将来の集落の形成を考慮し、居住可能地域における人を対象とする。</p> <p>b) 排気中の放射性物質の呼吸摂取による内部被ばく 将来の集落の形成を考慮し、居住可能地域における人を対象とする。</p> <p>c) 地表に沈着する放射性物質による外部被ばく 将来の集落の形成を考慮し、居住可能地域における人を対象とする。</p> <p>d) 農・畜産物摂取による内部被ばく 各年齢グループの食生活の態様等が標準的である人であって、現実に生産される農・畜産物を摂取する人を対象とする。</p>	<p>3. 線量の評価 上記1の線量の評価は、以下のように行うこと。</p> <p>(1) 線量評価の対象となる人</p> <p>① 排気中の放射性物質の放射性雲からの外部被ばく 将来の集落の形成を考慮し、居住可能地域における人を対象とする。</p> <p>② 排気中の放射性物質の呼吸摂取による内部被ばく 将来の集落の形成を考慮し、居住可能地域における人を対象とする。</p> <p>③ 地表に沈着する放射性物質による外部被ばく 将来の集落の形成を考慮し、居住可能地域における人を対象とする。</p> <p>④ 農・畜産物摂取による内部被ばく 各年齢グループの食生活の態様等が標準的である人であって、現実に生産される農・畜産物を摂取する人を対象とする。</p>	<p>前記のとおり</p>

第1表 事業指定基準規則第21条と再処理施設安全審査指針 比較表 (3/7)

事業指定基準規則 第21条 (廃棄施設)	再処理施設安全審査指針	備考
<p>e) 排水中の放射性物質による外部被ばく 漁業者及び海浜利用者のうち、現実に存在する被ばく経路に生活する人を対象とする。</p> <p>f) 海産物に移行する排水中の放射性物質の摂取による内部被ばく 各年齢グループの食生活の態様等が標準的である人であって、現実に生産される海産物を摂取する人を対象とする。</p> <p>g) 放射性廃棄物の保管廃棄施設等からのガンマ線外部被ばく 将来の集落の形成を考慮し、居住可能地域における人を対象とする。</p>	<p>⑤ 排水中の放射性物質による外部被ばく 漁業者及び海浜利用者のうち、現実に存在する被ばく経路に生活する人を対象とする。</p> <p>⑥ 海産物に移行する排水中の放射性物質の摂取による内部被ばく 各年齢グループの食生活の態様等が標準的である人であって、現実に生産される海産物を摂取する人を対象とする。</p> <p>⑦ 放射性廃棄物の保管廃棄施設等からのガンマ線外部被ばく 将来の集落の形成を考慮し、居住可能地域における人を対象とする。</p> <p>(解説) 5. 線量評価の対象となる人として、指針2.3(1)の被ばく経路①、②、③及び⑦については、原則として、現在居住していない地点であっても、将来、居住の可能性のある地域の居住者は含めること。ただし、将来にわたって居住しないことが明らかな海上、事業所の敷地内等の地点は除外する。一方、上記以外</p>	<p>前記のとおり</p>

第1表 事業指定基準規則第21条と再処理施設安全審査指針 比較表 (4/7)

事業指定基準規則 第21条 (廃棄施設)	再処理施設安全審査指針	備考
<p>② 評価対象 実効線量、皮膚及び眼の水晶体の組織の等価線量</p> <p>③ 排気中の放射性物質による線量の計算 線量の計算に当たっては、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」を準用することとする。また、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」(平成元年3月27日原子力安全委員会了承)を参考とするとともに、適切な解析モデル及びパラメータの値を用いること。</p>	<p>の被ばく経路については、現実に存在する人を対象とすること。これは、これらの被ばく経路について将来の予測を行うことが種々の要因に依存するため困難であることによる。なお、被ばく経路の条件に著しい変化が生じた場合には、必要に応じて線量を再評価することが必要である。</p> <p>(指針2)</p> <p>3. 線量の評価</p> <p>(2) 評価対象 実効線量、皮膚及び眼の水晶体の組織の等価線量。</p> <p>(3) 排気中の放射性物質による線量の計算 線量の計算に当たっては、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」を適用し、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」を参考とするとともに、適切な解析モデル及びパラメータの値を用いること。</p>	<p>前記のとおり</p>

第1表 事業指定基準規則第21条と再処理施設安全審査指針 比較表 (5/7)

事業指定基準規則 第21条 (廃棄施設)	再処理施設安全審査指針	備考
<p>④ 排水中の放射性物質による線量の計算 線量の計算に当たっては、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」(平成元年3月27日原子力安全委員会了承)を参考とするとともに、適切な解析モデル及びパラメータの値を用いること。</p>	<p>(4) 排水中の放射性物質による線量の計算 線量の計算に当たっては、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」を参考とするとともに、適切な解析モデル及びパラメータの値を用いること。</p> <p>(解説)</p> <p>3. 線量の評価に用いる解析モデル及びモデル中に使用されるパラメータについては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 再処理施設固有の長寿命核種の長期蓄積 (2) 放出放射性物質の大気中又は海洋中の拡散 (3) 降水による大気中放射性物質の洗浄沈着 (4) 天然の水素及び炭素によるトリチウム及びカーボン-14の同位体希釈 (5) 放出放射性物質の農・畜・海産物への移行 (6) 農・畜・海産物の市場希釈 (7) 農・畜・海産物の摂取に係る食生活の態様等</p>	<p>前記のとおり</p>



第1表 事業指定基準規則第21条と再処理施設安全審査指針 比較表 (6/7)

事業指定基準規則 第21条 (廃棄施設)	再処理施設安全審査指針	備考
<p>⑤ 評価すべき線量 上記①a)～g)の被ばく経路による線量を適切に加え、そのうち最大となる線量を評価の対象とすること。</p> <p>3 周辺環境に放出される放射性物質に起因する線量目標値については、ALARAの考え方の下、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力安全委員会決定)において定める線量目標値(実効線量で50マイクロシーベルト/年)を参考に、一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低減できる設計であること。</p>	<p>(指針2) 3. 線量の評価 (5) 評価すべき線量 上記(1)①～⑦の被ばく経路による線量を適切に加え、そのうち最大となる線量を評価の対象とすること。</p> <p>(指針2) 1. 平常時の線量評価の目的 平常時における再処理施設から環境への放射性物質の放出等に伴う一般公衆の線量が、法令に定める線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り低いことを設計及び運転の基本方針並びに立地条件との関連において評価すること。</p> <p>(解説) 2. 一般公衆の線量の評価に当たっては、再処理施設の設計の基本方針のみならず、処理される使用済燃料の燃焼度、冷却期間等の再処理施設の運転の基本方針及び放出放射性物質の周辺における拡散等に係る立地条件等を適</p>	<p>前記のとおり</p>

第1表 事業指定基準規則第21条と再処理施設安全審査指針 比較表 (7/7)

事業指定基準規則 第21条 (廃棄施設)	再処理施設安全審査指針	備考
	<p>切に選択する必要がある。</p> <p>4. 評価すべき線量として、指針2.3の線量の評価で示された各被ばく経路における最大の線量を全て合計することは安全側の評価としては十分であるが、各経路における最大の被ばくを受ける人は一般にはそれぞれ異なるので、現実的ではない。また、ある被ばく経路における最大の被ばくを受ける人について他の被ばく経路から与えられる線量を加算する方法は、簡単な方法の一つではあるが、必ずしも最大の線量が得られるとは限らない。従って、評価すべき線量としては、各経路における線量の分布を求め、各々の経路の線量を適切に加え、その結果が最大となる人を評価することとする。</p>	前記のとおり

六ヶ所再処理施設における  
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第 2 2 条：保管廃棄施設

## 目 次

### 1 章 基準適合性

#### 1. 基本方針

##### 1. 1 要求事項の整理

## 1 章 基準適合性

## 1. 基本方針

### 1. 1 要求事項の整理

保管廃棄施設について、事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえた、これまでの許認可実績により、事業指定基準規則第22条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。(第1表)

第1表 事業指定基準規則第22条と再処理施設安全審査指針 比較表

事業指定基準規則 第22条 (保管廃棄施設)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>第二十二條 再処理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物の保管廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものとする事。</p> <p>二 冷却のための適切な措置が講じられているものであること。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項第2号に規定する「冷却のための適切な措置」については、放射性固体廃棄物においては、廃棄物の破碎、圧縮、焼却、固化等の処理が適切に行えるように措置することを含む。</p>	<p>(指針8)</p> <p>再処理施設における使用済燃料の貯蔵、製品貯蔵、放射性廃棄物の保管廃棄等の放射性物質の貯蔵等は、適切な貯蔵容量及び冷却の機能を有するとともに一般公衆の線量が十分に低くなるように、適切な遮蔽等の機能を有する施設で行う設計であること。</p> <p>(解説)</p> <p>一般公衆の線量が「十分に低い」とは、平常運転時においては、合理的に達成できる限り低いことを、設計基準事象を想定した場合においては、一般公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないことをいう。</p>	<p>変更無し</p>

六ヶ所再処理施設における  
新規規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第23条：放射線管理施設



## 目 次

### 1 章 基準適合性

#### 1. 基本方針

##### 1. 1 要求事項の整理

## 1 章 基準適合性

## 1. 基本方針

### 1. 1 要求事項の整理

放射線管理施設について、事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえた、これまでの許認可実績により、事業指定基準規則第 23 条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。

(第 1 表)

第1表 事業指定基準規則第23条と再処理施設安全審査指針 比較表

事業指定基準規則 第23条（放射線管理施設）	再処理施設安全審査指針	備考
<p>第二十三条 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p>（解釈） 1 第1項に規定する「放射線管理施設」とは、放射線被ばくを監視及び管理するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う施設をいう。</p>	<p>（指針6）</p> <p>1. 作業環境における放射線被ばく管理 （1）放射線業務従事者の作業環境を監視，管理するため，線量率，空気中の放射性物質濃度等の監視系統及び測定機器並びに線量率の異常な上昇に対する警報系統を設けること。 （2）上記監視系統及び警報系統からの主要な情報は，適切な場所において集中して監視できる設計であること。</p> <p>2. 放射線業務従事者の個人被ばく管理 放射線業務従事者の個人被ばく管理のため，適切な外部被ばく管理機器及び内部被ばく管理機器を備えること。</p> <p>3. 管理区域の区分 再処理施設の管理区域は，線量率，空気中の放射性物質濃度及び表面汚染密度の程度に応じて適切に区分し，適切な出入管理等を行える設計であること。</p> <p>（指針9）</p> <p>1. 再処理施設の主要な箇所においては，線量率，空気中の放射性物質濃度等の測定を行える設計であること。</p> <p>4. 上記1，2及び3に述べた施設内及び環境における放射線監視については，事故時においても線量率，放射性物質濃度等に関する情報を得られるような設計であること。</p>	<p>変更無し</p>

<p style="text-align: center;">事業指定基準規則 第 2 3 条 (放射線管理施設)</p>	<p style="text-align: center;">再処理施設安全審査指針</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p>
<p>2 放射線管理施設には，放射線管理に必要な情報を制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>（解釈） 2 第 2 項に規定する「必要な情報を制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる」とは，制御室において放射線管理に必要なエリア放射線モニタによる空間線量率を，また，伝達する必要がある場所において管理区域における空間線量，空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度をそれぞれ表示できることをいう。</p>	<p>（指針 6） 1. 作業環境における放射線被ばく管理 （1）放射線業務従事者の作業環境を監視，管理するため，線量率，空気中の放射性物質濃度等の監視系統及び測定機器並びに線量率の異常な上昇に対する警報系統を設けること。 （2）上記監視系統及び警報系統からの主要な情報は，適切な場所において集中して監視できる設計であること。</p> <p>（指針 9） 1. 再処理施設の主要な箇所においては，線量率，空気中の放射性物質濃度等の測定を行える設計であること。 4. 上記 1， 2 及び 3 に述べた施設内及び環境における放射線監視については，事故時においても線量率，放射性物質濃度等に関する情報を得られるような設計であること。</p>	<p>変更なし</p>